総論

WTO 協定の概要

1. WTO 協定の基本目的

WTO 協定の目的は、WTO 設立協定前文にあるとおり、「生活水準の向上、完全雇用の確保、高水準の実質所得及び有効需要の着実な増加、資源の完全利用、物品及びサービスの生産及び貿易の拡大」であり、一言で言えば、市場経済原則によって世界経済の発展を図ることである。WTO 協定は、この目的に寄与すべく、「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際貿易関係における差別待遇を廃止する」ために締結される、相互的かつ互恵的な取極であるとされている。ここに示されるように、国際貿易に市場経済原理を及ぼすために、貿易障壁の軽減及び無差別原則の適用という2 つの考え方に基づいて組み立てられているのがWTO 協定であると言ってよい。

以上の考え方は、旧 GATT (The General Agreement on Tariffs and Trade (関税及び貿易に

関する一般協定)) 前文から変わることなく WTO に 引き継がれた GATT の伝統的精神であるが、WTO で はその後の変化を踏まえて 2 つの目的が付け加えら れた。第一に環境への配慮であり、「経済開発の水 準が異なる各国のニーズ及び関心に沿って環境を保 護し及び保全し並びにそのための手段を拡充するこ とに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界 の資源を最も適当な形で利用すること」である。第 二は、開発途上国への配慮であり、「開発途上国特 に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた 貿易量を確保することを保証するため積極的に努力 する必要があること」を考慮すべきとされた。WTO は、旧 GATT 創設時よりもはるかに加盟国数が多く、 かつ一括受諾方式が条件とされるなど、開発途上国 の利益をより配慮する必要があったことがその背景 にある。

2. WTO の基本原則

(1) WTO 協定の基本原則

WTO 協定は、上述のように貿易障壁の軽減と無差別原則といった考え方に立脚しており、これらの考え方は、以下のような WTO の基本原則に具体化されている。

①最惠国待遇原則 (Most-Favoured-Nation Treatment = MFN 原則)

GATT 1 条は輸出入の際の関税等について、いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国の同種の産品に対して、即時かつ

無条件に与えなければならない旨定めている(第 1 章「最恵国待遇」参照)。

②内国民待遇原則 (National Treatment)

GATT 3 条は、輸入品に対して適用される内国税や 国内法令について、同種の国内産品に対して与える 待遇より不利でない待遇を与えなければならない旨 義務づけている(第2章「内国民待遇」参照)。

③数量制限の一般的廃止の原則

GATT 11 条は、「加盟国は関税その他の課徴金以外

のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」とし、数量制限の一般的廃止を規定している。これは、数量制限措置が関税措置よりも国内産業保護の度合いが強く、直接的に自由貿易を歪曲する可能性を有するとされているからである(第3章「数量制限」参照)。

④合法的な国内産業保護手段としての関税に係る 原則

GATT は通商規制の手段として関税のみを容認した上で、関税交渉を通じて品目ごとに漸進的に関税引き下げを行うことを目指している。第2条により加盟国は「譲許」を行うが、この譲許税率を超える関税の賦課や譲許税率の一方的な引上げは禁止される。更に28条2項に基づき、「相互的かつ互恵的な」多角的交渉によって関税引き下げを図ることとされる(第5章「関税」参照)。

(2) 基本原則

WTO 協定は、上記の基本原則と並び、それぞれの原則に対する重要な例外規定も定めている。これらの例外規定が必要とされる主な理由を2つ挙げるならば、第一に、ルールに基づいて運営される多角的貿易体制を維持するため、むしろ一定の合理性がある例外的な措置については、所定の要件を満たすことを条件に許容する必要があることである。GATT 20 条(一般的例外)及び GATT 21条(安全保障例外)は、貿易自由化の原則と国内

の規制権限を調整する条項の代表例である(第 4 章 「正当化事由」参照)。また、GATT / WTO 協定では、他国の貿易関連措置に対してその効果を相殺する措置を採る必要がある場合(いわゆる貿易救済措置)等に基本原則からの例外を許容する規定を置いている(貿易救済措置については、第 6 章「アンチ・ダンピング措置」、第 7 章「補助金・相殺措置」、第 8 章「セーフガード」を参照)。第二に、各国の経済の発展段階に応じて考慮する措置を設ける必要があることである。この観点から WTO 協定では、前述のとおり関税による国内産業保護を許容するだけでなく、規律に対する様々な開発途上国例外も設けている。これらを受けて、WTO 協定には多数の例外規定が存在し、複雑な構造となっている。

これらの例外は、現実の国際経済に対して原則を機械的に適用することは困難であることから設けられているものであり、WTO協定は、このような場合に例外が許容される要件を明確に規律することにより、現実と理念の調和を図ろうとしている。WTOのこのような姿勢は、前向きな現実主義として肯定的に評価すべきであるが、他方、要件の不明確さを突いて例外規定が濫用される例が後を絶たないのも事実である。WTO協定では、旧GATT時代に濫用の温床となっていたいくつかの条項について、要件を明確化する等の改善を図ることに成功したが、まだ十分と言えないものも残されているため、今後更なる規律の明確化が課題となる。

3. WTO 協定の全体

WTO 協定の全体像を図示すると、図表Ⅱ - 総 - 1 のようになる。WTO 協定は、WTO 設立協定及びその附属書(ANNEX)から構成されている。附属書 1A から附属書 3 までの各協定は、WTO 設立協定と一体を成し、WTO 協定の全加盟国間で適用される(前述の一括受諾方式)。加盟国は、2022 年 3 月現在 164 か国・地域である(資料編第2章「WTO 加盟交渉の現状」を参照)。これに対し、附属書4 の各協定は、それぞれ独立した協定であり、各協定の締約国の間でのみ適用される。ここではWTO の各協定の概要について述べることとする。

<世界貿易機関を設立するマラケシュ協定> (WTO設 立協定)

本協定は、ウルグアイ・ラウンドの成果を実施し、 今後の多角的貿易交渉の枠組みとなる WTO を設立する ための協定であり、 WTO の組織、加盟、意思決定等に 関する一般的な規定から成る

<附属書 1A:物品の貿易に関する多角的協定> ①千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定 (1994 年の GATT)

(i) 1947 年の GATT に相当する規定 (WTO 協定 発効前に効力を発生した法的文書により改正等が行わ れた規定を含む)、(ii) WTO 協定発効前に 1947 年

総

の GATT の下において発効した関税譲許議定書、 確認書、加入議定書等の法的文書、及び(iii) 1994 年の GATT の不可分の一部とされる 2 条 1 項(b)、17条等6つの了解等から成る。

②農業に関する協定

農産品に係る輸入制限、国内助成措置、輸出補 助金等についての GATT 上の規律強化の観点から、 各国が市場アクセス、国内助成、輸出競争の3分 野における具体的かつ拘束力のある約束を作成し、 6 年間の実施期間にこれを実施すること及びこれ らの約束の実施に関する規律を定めている(数量 制限に関する部分については第3章「数量制限」、 国内助成に関する部分については第 7 章「補助 金・相殺措置 | 参照)。

③衛生植物検疫措置 (SPS: Sanitary and Phytosanitary Measures) の適用に関する協 定

衛生植物検疫措置が、恣意的若しくは不当な差 別の手段や国際貿易に対する偽装した制限となら ないようにし、当該措置の貿易に対する悪影響を 最小にするため、当該措置の企画、採用及び実施 の指針となる規則及び規律の多角的な枠組みを確 立するものである(第 11 章「基準・認証制度」 参照)。

④繊維及び繊維製品(衣類を含む。)に関する協 定

繊維貿易分野は、1974年以来繊維製品の国際貿 易に関する取極(MFA: Multi-Fibre Arrangement) の規律に服してきたが、輸入制限 等により GATT の原則から大きく乖離していたた め、10年間の経過期間をかけて段階的に GATT の 規律の下に統合し、繊維貿易の自由化を図ること を規定している。2004年末をもって失効した(第 8 章「セーフガード」参照)。

⑤貿易の技術的障害 (-TBT: Technical Barriers to Trade) に関する協定

工業標準や安全・環境面の規制など、産品の規格及 び規格適合性を評価する手続(認証)は、規制が行き 過ぎたり、濫用されたりすると、貿易に対する大きな 障害となるため、当該制度が不必要な貿易障害となら ないよう、措置、手続の透明性の確保や可能な範囲で の国際規格への整合化を図るなど、規格の適正を確保 することを目的とするものである(第 11 章「基準・ 認証制度」参照)。

⑥貿易に関連する投資措置 (TRIMs: Trade-Related Investment Measures) に関する協定

国境を越える投資に関連して(投資の際又は投資の 後)、投資受入れ国が当該外国企業に対し、様々な要 求、条件、基準の設定等の措置(投資措置)を講ずる ことがある。ウルグアイ・ラウンドでは、当初、より 広範な投資関連措置の規律を目指し交渉が行われたが、 結果的には、係る投資措置のうち、モノの貿易に直接 的な悪影響を及ぼす GATT 3 条 (内国民待遇原則) 及 び 11 条 (数量制限の一般的禁止) 違反の措置 (貿易 関連投資措置)を一般的に禁止するとともに、その具 体例として、ローカルコンテント要求(国産品の購入 又は使用の要求)、輸出入均衡要求等を明記するにと どまった (第9章「貿易関連投資措置」参照)。

⑦千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第 六条の実施に関する協定(アンチ・ダンピング協定)

アンチ・ダンピング措置が国内産業保護のための手 段として恣意的に濫用されたり、誤用されたりするこ とを防止するために、ダンピング・マージンの計算方 法、ダンピング調査手続等に関して規律の厳格化・明 確化を図るものである(第 6 章「アンチ・ダンピン グ措置」参照)。

⑧千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第 七条の実施に関する協定(関税評価に関する協定)

GATT 7 条 (関税評価) の実施に一層の一貫性、確 実性を与えるために、同条の適用のための規則を詳細 に定め、恣意的な評価制度を排除し、関税評価制度を 国際的に統一することを目的とするものである(第 5 章「関税」参照)。

船積み前検査の透明性を確保するとともに、船 積み前検査機関と輸出者との間の紛争解決メカニ ズムを提供することを目的としている。

なお、船積み前検査とは、輸入国(主に開発途上国)から指定を受けた船積み前検査会社が、輸入国の税関当局に代わって商品の船積み前に、輸出国の領域内で商品の品質、数量、価格、関税分類、関税評価等について検査を行い、証明書を発給する制度である。貿易円滑化協定では、関税分類及び関税評価についての船積み前検査の利用を禁止している。

⑩原産地規則に関する協定

特恵分野に適用される原産地規則を統一するための作業計画を規定するとともに、規則の制定・運用にあたって遵守すべき規律、原産地規則委員会等の設置、紛争解決手続等を規定しているが、原産地規則の統一作業の内容は今後の交渉に委ねられている(第 10 章「原産地規則」参照)。

⑪輸入許可手続に関する協定

各国の輸入許可手続が不必要な貿易障害にならないように行政上の手続を簡素化し、かつ、これら手続の公正な運用を確保することを目的とするものである。

四補助金及び相殺措置に関する協定

補助金に係る規律の強化・明確化の観点から、 定義の明確化、類型別の規律の強化(禁止補助金 の範囲の拡大等)、相殺関税の発動手続の強化・ 明確化等を図ったものである(第7章「補助金・ 相殺措置」参照)。

13セーフガードに関する協定

GATT 19 条のセーフガード措置 (緊急輸入制限 措置) の適用につき、発動要件・手続及び措置の 内容等につき規律の明確化を行ったものである (第8章「セーフガード」参照)。

⑭貿易の円滑化に関する協定

税関手続の透明性の向上及び迅速化等を目的とするものであり、インターネットでの貿易手続の

公表、輸入申告書類の事前の受理、税関当局間の協力等を規定している。本協定については、2013 年 12 月にバリで開催された閣僚会議において交渉を終了し、同協定を附属書 1 A に組込む作業を経た後に批准手続に入り、2017 年 2 月 22 日に発効した。

<附属書 1 B >

サービスの貿易に関する一般協定 (GATS: General Agreement on Trade in Services)

サービス貿易について最恵国待遇や透明性の確保等の一般的義務を定めるとともに、加盟国は 155 のサービス業種のうち、約束(コミットメント)を行ったサービス業種においては、市場アクセスに係る制限や内外差別措置について、約束表に記載されている約束内容より厳しい措置を維持又は新規導入できないこと等を定めている(第 12 章「サービス貿易」参照)。

<附属書 1C>

知的所有権の貿易関連の側面 (TRIPS: Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) に関する協定

著作権、商標、地理的表示、意匠、特許、半導体回路配置権、開示されていない情報といった知的財産に関し、最恵国待遇、内国民待遇の適用を定めるとともに、高度な保護水準の達成及びエンフォースメント(権利行使手続)の整備を加盟国に義務づけ、さらに協定に関係する紛争のための紛争解決手続を定めている(第 13 章「知的財産」参照)。

<附属書 2>

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU: Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes)

WTO 協定に係る紛争の解決に関する共通の規則及び手続を規定するものであり、一方的措置の禁止、紛争解決のための小委員会(パネル)の設置及びパネル報告の採択の自動性、紛争解決に係る時間的枠組み、上級委員会の設置等による紛争解決手続の一層の強化を図っている(第 17 章「WTO の紛争解決手続」参照)。

<附属書 3 >

貿易政策検討制度 (TPRM: Trade Policy Review Mechanism)

貿易政策検討機関(TPRB : Trade Policy Review Body) によって定期的に行われる加盟国 の貿易上の政策及び慣行の審査(貿易政策検討制 度) に関する手続を規定している(第 18 章「貿 易政策・措置の監視」参照)。

<附属書 4 >複数国間貿易協定

①民間航空機貿易に関する協定

現行の民間航空機協定(東京ラウンド諸合意の 1つ)をベースとして、特に補助金についての規 律の強化を図るための改訂交渉がウルグアイ・ラ ウンドと並行して行われていたが、依然、合意に 至っていない。

②政府調達に関する協定

政府機関が購入又は借入れによって行う産品及び サービスの調達(政府調達)に関し、内国民待遇、 無差別待遇及びこれらを確保するための公平・透明 な調達手続、苦情申立て手続並びに紛争解決手続を 明定している。新しい政府調達協定は、従来の政府 調達協定(東京ラウンド諸合意の1つ)をベースと して、従来の産品の調達に加え、サービスの調達を 適用対象に加えるとともに、中央政府機関のみなら ず、地方政府機関及び政府関係機関の調達にも基本 的に適用範囲を拡大している(第 14 章「政府調達」 参照)。

(注) 国際酪農品協定及び国際牛肉協定は、1995 年 から 3 年間有効とされていたが、1998 年以降の延 長はしないとの決定がなされたため、1997年末に失 効した。

<図表Ⅱ-総-1> 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及び附属協定 (WTO 協定)

| 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (WTO 設立協定) |
|-------------------------------|
|-------------------------------|

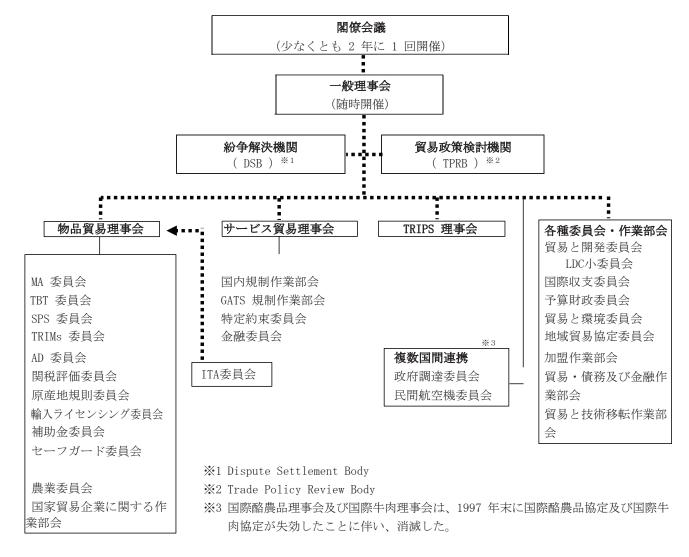
| - 1 | が真勿成因で成立する、ファマコ 励定(WIO 成立励定) |
|-----|--|
| ŀ | 物品の貿易に関する多角的協定 [ANNEX 1A] |
| | 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定 (1994 年の GATT) |
| | 農業に関する協定 |
| | — 衛生植物検疫措置 (SPS) の適用に関する協定 |
| | 繊維及び繊維製品(衣類を含む。)に関する協定 |
| | 貿易の技術的障害 (TBT) に関する協定 |
| | 一 貿易に関連する投資措置(TRIMs)に関する協定 |
| | 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定(アンチ・ダ |
| | ンピング協定) |
| | 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定(関税評価に |
| | 関する協定) |
| | — 船積み前検査 (PSI) に関する協定 |
| | 原産地規則に関する協定 |
| | ── 輸入許可手続に関する協定 |
| | 一 補助金及び相殺措置に関する協定 |
| | - セーフガードに関する協定 |
| | □ 貿易の円滑化に関する協定 |
| ľ | — サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) [ANNEX 1B] |
| ľ | — 知的所有権の貿易関連の側面(TRIPS)に関する協定 [ANNEX 1C] |
| ľ | ── 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU) [ANNEX 2] |
| ľ | ── 貿易政策検討制度(TPRM)[ANNEX 3] |
| L | ── 複数国間貿易協定 [ANNEX 4] |
| | 民間航空機貿易に関する協定 |
| | └── 政府調達に関する協定 |

4. WTO の機構

WTO は、WTO 協定及びその他の多角的貿易協定の目的を達成するための枠組みを提供することを目的として設立された機関である。WTO の下では、協定上の紛争解決、各国の貿易政策の審査等も含めた協定の運用・実施が行われるとともに、新た

な貿易自由化やルールの強化・拡充を目指した多角的貿易交渉が実施される。WTO の機関としては、閣僚会議、一般理事会、モノ、サービス、TRIPS 等の各分野に関する理事会が設置された(図表 II - 総 - 2)。

<図表 II-総-2 > WTO の機構



5. GATT 及び WTO における自由化交渉の流れ

ラウンドとは何か

GATT 締約国は過去 8 度にわたり、集中的に 多角的交渉を行ってきた。その中でも 1960 年 に開始された第 5 回交渉(ディロン・ラウンド) 以降、GATT における多角的交渉は「 $\bigcirc\bigcirc$ ラウ ンド交渉」あるいは単に「○○ラウンド」と呼ばれている。

なお、2001 年 11 月のドーハ閣僚会議で新しい多角的交渉の開始が決定されたが、本交渉はラウンドという言葉を好まない開発途上国の意向により、「ドーハ開発アジェンダ」(DDA:

Doha Development Agenda)と呼ばれている。 数次のラウンド交渉を経て、次第に関税引き下 げが実現された。また、関税以外の貿易関連ル ールも整備された。ウルグアイ・ラウンドは、 貿易ルールの強化、紛争解決手続の整備など、 これまでのラウンドの中では画期的な内容を持ったものである。

これまでの自由化交渉の流れを示すと、図表 Π -総-3のようになる。

<図表 II-総-3 > ₩TO における自由化交渉の流れ

(市場アクセス分野)

(ルール分野)

| | | | | • | | | |
|-------|------------|---------------|---------------|---|---------------------------|--------|----|
| | 鉱工業品 関税 | 1947 年 | 第 1 回交渉 | | | | |
| | | 1948 年 | GATT 発足 | | | | |
| | | 1 月 | | | | | |
| | 鉱工業品 | 1949 年 | 第 2 回交渉 ~ | | | | |
| | 関税 | 1961 年 | ディロン・ ラウンド | | | | |
| | 鉱工業品 関税 | 1964 年 | ケネディ・ラウンド | AD 等 | | | |
| | 7,700 | 1967 年 | | | | | |
| | 鉱工業品 | 1973 年 | 東京ラウン | AD、TBT、政府 | | | |
| | 関税 | 1070 年 | ド | 調達、補助 | | | |
| | | 1979 年 | | 金、ライセン シング、等 | | _ | |
| サービス | 鉱工業品 | 1986 年 | ウルグアイ・ | AD、TBT、政府 | 繊維協定、 | | |
| 農業 | 関税 | | ラウンド | 調達、 補助 | PSI、原産地、 | | |
| | | 1994 年 | | 金、ライセン シング、等 | TRIPS 、SPS 、 DSU、TRIMs | | |
| | | 1995 年 1 月 | WTO 設立 | *************************************** | DOC, TRIMS | | |
| サービス | 鉱工業品 | 2001 年 | ドーハ開発 | AD | TRIPS(部分的 | 投資 | 環境 |
| エネルギー | 関税 | | アジェンダ | 補助金 | 交渉) | 競争 | |
| 流通 | | | | 地域貿易協定 | | 貿易円滑化 | |
| 電子商取引 | | | | | | 政府調達の透 | |
| 農業 | | | | | | 明性 | |
| | | | | | | 電子商取引 | |

| 交渉年 | ラウンド名 | 参加国・地域数 |
|---------------|------------|---------|
| 1947 年 | 第 1 回交渉 | 23 |
| 1949 年 | 第 2 回交渉 | 13 |
| 1951 年 | 第 3 回交渉 | 38 |
| 1956 年 | 第 4 回交渉 | 26 |
| 1960 ~ 1961 年 | ディロン・ラウンド | 26 |
| 1964 ~ 1967 年 | ケネディ・ラウンド | 62 |
| 1973 ~ 1979 年 | 東京ラウンド | 102 |
| 1986 ~ 1994 年 | ウルグアイ・ラウンド | 123 |
| 2001 年~ | ドーハ開発アジェンダ | 164 |



経済的威圧に関する有志国連携―最近の動向―

1. 経済的威圧に関する有志国連携の最近の動向

近年、経済安全保障への関心が高まっていることを背景として、経済的威圧に関する国際的な議論が加速している。ここでは、主要な例として、 67 における議論に焦点を当てたい。

G7 においては、2022 年 9 月に G7 貿易大臣 会合(議長国ドイツ)で初めて「経済的威圧」が テーマとして取り上げられ、貿易関連の経済的威 圧への深刻な懸念と、連携した対応を探求してい くなどとする共同声明が採択された。

G7 貿易大臣会合共同声明(抜粋)(2022 年 9 月)

我々は、経済安全保障、多角的貿易体制における自由で公正な貿易、世界の安全保障及び安定性を損ない、国際的緊張を更に悪化させる貿易関連の経済的威圧の行使に深刻な懸念を抱いている。経済的威圧の試みに対抗するために、G7首脳のコミットメントを再確認し、我々は、G7内外の関連するフォーラムにおいて、経済的威圧に取り組むための協力を強化し、連携したアプローチを探求し、かかる行動に対する評価、準備、抑止及び対応を改善する。

日本が議長国を務めた 2023 年の G7 においても、経済的威圧への対応は重要テーマの 1 つとして引き継がれた。まず、 2023 年 4 月に経済産業大臣と外務大臣がオンラインで開催した G7 貿易大臣会合では、経済的威圧を抑止し、その影響を緩和するために、 G7 が共同で対処する意思を示すことの重要性や、政府と産業界で足並みを揃えた対応や途上国を含めた G7 外の同志国との連携の必要性等について議論し、以下の声明を発出した。

G7 貿易大臣声明 (抜粋) (2023 年 4 月)

我々は、他の政府による正当な選択に干渉する 経済的威圧に対する深刻な懸念を表明する。 我々は、経済的威圧によるいかなる一方的な現 状変更の試みに対しても強く反対する。経済的 威圧は、しばしば貿易及び投資関連措置を通じ て行われ、経済安全保障及び自由で公正かつル ールに基づく国際秩序を損なうものである。 我々は、経済的威圧措置の使用を抑止し、それ に対抗するため、我々のそれぞれの既存のツー ルを活用し、必要に応じて新たなツールを開発 する。我々は、WTO における取組を含む既存の 共同の取組の重要性を認識しつつ、経済的威圧 に対する共同の準備、強靱性及び抑止力を高め るため、互いに、また、 G7 を超えたその他の 同志国のパートナーと共に、協力を推進し、協 調を強化する。我々は、また、経済的威圧措置 に対抗し、その損害を緩和するための対応を、 しかるべく共同で検討する。

また、2023 年 5 月に広島で開催された G7 サミットでは、「経済的強靱性・経済安全保障」 をテーマとして首脳間で議論を行い、 G7 として 初めて、経済的強靱性及び経済安全保障に関する 包括的かつ具体的なメッセージを独立の首脳声明 として発出した。当該声明では、経済的威圧につ いて、改めて深刻な懸念を表明するとともに、

「経済的威圧に対する調整プラットフォーム (調整 PF)」を立ち上げ、 G7 間での連携を強化していくことなどに合意した。

なお、 G7 外の動きではあるが、 2023 年 6 月には、上記の独立首脳声明のモメンタムを踏まえ、日本、豪州、カナダ、ニュージーランド、英 国及び米国の 6 か国がフランス・パリで閣僚級 会合を開催し、経済的威圧等への懸念や国際的な 協力強化の必要性等を確認した「経済的威圧及 び・非市場的政策及び慣行に対する共同宣言」を 発出している。

経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首 脳声明(抜粋)(2023年6月)

世界は、経済的脆弱性及び経済的依存関係を悪用し、 G7 メンバーや世界中のパートナーの外交政策及び国内政策並びにその立場を損なうことを企図する経済的威圧の事案の憂慮すべき増

総

加に直面している。我々は、 G7 メンバー及び 小規模なエコノミーを含む我々のパートナーに 対して、要求に従い適合することを強制するこ とを通じ、経済的依存関係を武器化する試み が、失敗に終わり報いを受けることを確保すべ く、協働していく。我々は、多角的貿易体制の 機能及び信頼を損なうのみならず、主権の尊重 及び法の支配を中心とする国際秩序を侵害し、 究極的には世界の安全及び安定を損なう経済的 威圧について、深刻な懸念を表明し、全ての国 に対してその使用を控えるよう求める。我々 は、それぞれの国内において、威圧的な経済的 手段の使用を抑止しそれに対抗するため、既存 の手段を活用し、その効果を検証していくとと もに、必要に応じて新たな手段を開発してい く。我々は、WTO におけるものを含む既存の 共同の取組の重要性を認識しつつ、経済的威圧 に対する共同の評価、準備、抑止及び対応を強 化するため、「経済的威圧に対する調整プラッ トフォーム」を立ち上げ、連携を強化していく とともに、 G7 以外のパートナーとの協力を更 に促進していく。我々は、この調整プラットフ オームの下、早期警戒及び迅速な情報共有を利 用し、定期的に協議を行い、協力して状況を評 価し、協調的な対応を追求し、経済的威圧を抑 止し、それぞれの法制度に従って、適当な場合 にはそれに対抗する。また、我々は、適当な場 合には、連帯及び法の支配を堅持する決意の意 思表示として、対象となった国家、エコノミー 及び主体を支援するため、協調する。

加えて、2023 年 10 月には、経済産業大臣と 外務大臣が G7 大阪・堺貿易大臣会合を開催し、 貿易担当大臣として、調整PFにおける作業の進展 にコミットする旨を表明するとともに、意図せず 威圧国の行為に加担してしまう可能性について産 業界とコミュニケーションを取ることの重要性等 についても認識を共有した。会合後には、以下の 声明を発出した。

G7 貿易大臣声明(抜粋)(2023 年 10 月)

我々は、他の政府による正当な主権的選択に干渉する威圧的な経済的措置及びその威嚇に関する我々の共通の懸念を改めて表明し、そのよう

な措置の再発が拡大していることを憂慮する。 我々は、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」に貢献する我々の貿易担当官による進行中の作業を歓迎する。我々は、広島サミットにおける G7 首脳によるコミットメントに従い、本プラットフォームの作業に対する継続的支援及び本件に関する更なる進展にコミットする。

我々は、WTO を含め、経済的威圧に対処する ための共同の取組を継続し、迅速な情報共有を 確保し、それぞれの法制度に沿い、国際法に従 った対応を、しかるべく共同で検討する。これ には、我々の手段を更に検討し、サプライチェ ーンを分析し、経済的威圧を抑止するとともに 対抗するための協力を追求し、また、お互いへ の及び G7 を超えたパートナーへの支援を目的 として、損害を緩和する方策を検討することが 含まれる。

我々は、市場原理に基づく自由で、公正で、開かれた透明性のある経済を堅持することに強くコミットしている。そのため、我々は、経済的威圧に対する企業の備えを強化するため、コミュニケーションにおける共同の取組を強化する。我々はまた、 G7 内外の企業が、共通の国際貿易ルールや規範に故意に違反する国々との貿易や投資を通じて、貿易関連の威圧的手段を可能にすることに意図せず寄与する可能性についての認識を高め、ビジネス上の意思決定を行う際にこの情報を考慮できるように努める。

このように、日本が議長国を務めた 2023 年の G7 では、ドイツ議長年での成果を踏まえて、経済 的威圧に関するより具体的な協力について議論が 深められた。2024 年 (イタリア議長年) や 2025 年 (カナダ議長年) においても、経済的威圧に関する議論や有志国連携が継続されることが期待される。日本政府としては、 G7 を始めとした有志 国の枠組みや二国間会談の機会を有効に活用しながら、有志国との連携を引き続き積極的に推し進める方針である。

2. 活用しうる WTO の機能: WTO 紛争解決手続など

上記 G7 貿易大臣声明にもあるように、経済的 威圧は、しばしば貿易及び投資関連措置を通じて 行われる。貿易関連の措置については、当該相手 国との交渉のほか、 WTO での審議・監督機能である WTO の関連委員会も活用し、是正撤廃を求めて いくことが考えられる。さらに、経済的威圧の手段としてとられる当該貿易関連の措置は WTO 協定整合性に疑義があることが多く、 WTO 紛争解決手続を通じ、ルールに照らした紛争解決をはかることも考え得る。 カナダのキャノーラ種の事例 (DS589) や豪州のワイン・大麦等の事例 (DS598、DS602) 等の経済的威圧が疑われる措置に関する紛争案件では、パネル設置要請後に措置が撤廃された。

また、例えば WTO における個別紛争案件への 第三国参加を通じ、有志国と積極的に連携し、対 応することが有益である。実際に日本も、経済的 威圧が疑われる措置についての WTO の紛争解決手 続事案に第三国参加 5 するなどして、有志国との 連携を強化し、対応している。

経済的威圧が疑われる貿易関連の措置の中には、 特段公式の措置はないものの、理由が不明瞭なま ま貿易が滞り、事実上の輸入制限(GATT 11条の輸入制限の禁止違反が疑われる事例)が生じるなど、措置の透明性が低いことも多い。このような立証が困難な措置について、どのように対応すべきかなど、検討課題は残る。

3. 各国の国内法整備の例: E U における反威圧 措置規則

経済的威圧に関しては、前節まで述べた有志国連携のほか、EUが個別に反威圧措置規則(ACI)の法整備を進めている。ACI は、2021 年 12 月に欧州委員会が規則案を提案し、欧州議会及びEU理事会における審議等を経て、2023 年 12 月 27日に発効している。ACI により、EU は、EU や加盟国に対する威圧に対して、貿易・投資等に関する措置を発動することが可能になる。詳細については、第 II 部 15 章一方的措置を参照されたい。いずれにしても、経済的威圧への対応として各国が検討する国内制度、具体的対応について、WTO 協定含むルール整合性の観点を含め、引き続き注視する必要がある。



企業のサプライチェーンと人権・環境問題

1. 人権・環境問題を巡る国際的な潮流

2011年の国連人権理事会において「ビジネスと 人権に関する指導原則」が全会一致で支持されて 以降、国際的に企業に人権尊重を求める動きが加 速している。指導原則においては、人権の尊重は、 すべての企業に期待されるグローバルな行動基準 であり、企業の社会的責任であるとされている。

さらに、近年、欧米を中心に人権尊重を理由と する法規制の導入が進んでおり、企業にとっても 人権尊重の取組を強化していかなければならない 状況になってきている。こうした法規制の中には、 人権尊重の視点とともに環境保護の視点を盛り込 んでいるものもある(特に EU 及びその加盟国に よる規制に多い。)。

本コラムでは、各国で近時導入される法規制の 動きと我が国の取組について紹介していく。

2. 法規制を巡る各国の動向

(1) 米国の動き

米国政府は、強制労働由来の製品について、 1930 年関税法 307 条に基づき輸入禁止措置を取 っており、国土安全保障省税関・国境取締局 (CBP)は、製品の輸入を留保する「違反商品保 留命令 (Withhold Release Order: WRO)」を発 出してきた。例えば、2020年12月には、新疆生 産建設兵団 (XPCC) とその関連会社が生産した 全ての綿・綿製品、当該綿を一部なりとも使用し ているアパレル、衣料品、生地をはじめとする製 品について、2021年1月には、新疆ウイグル自 治区で一部なりとも生産された綿、トマト、それ らの派生製品について、それぞれ、WRO の発出を 公表した。

2021 年 7 月には、米国政府は、「新疆サプライ チェーンビジネス勧告書」の改訂版を公表し、新 疆ウイグル自治区での強制労働ほか人権侵害の状 況を概説するとともに、企業に対して、そのサプ ライチェーンなどに同自治区との繋がりがある場 合、同自治区での人権侵害に関与する事業体等と

の関わりに伴う、大きな法的・経済的リスクを認 識する必要があるとして注意を促した。また、同 勧告書では、同自治区の人権侵害の状況がジェノ サイドに該当すると改めて指摘し、国務長官名の 声明において、引き続き政府を挙げて、民間や関 係国と連携し、中国の人権侵害に対する説明責任 を追及し続ける旨を表明している。

さらに 2022 年 6 月には、新疆ウイグル自治区 で一部なりとも生産等された製品や、米国政府が リストで示す事業者により生産された製品は、全 て強制労働によるものと推定し原則として輸入を 禁止する「ウイグル強制労働防止法」が施行され た。輸入禁止を避けるには、サプライチェーンを 通じて一部なりとも強制労働に依拠していないこ と等を輸入者が証明する必要がある。本法に基づ き、同月、国土安全保障省を議長とする、強制労 働執行タスクフォースは、輸入者向けガイダンス などを記述した本法執行のための「執行戦略」を 本法施行に併せ公表した。2023 年 3 月には、 CBP がウイグル強制労働防止法の執行状況につい てデータベースを公開した。本報告書執筆時の情 報によれば、ウイグル強制労働防止法に基づき既 に 7,058 件の輸入が差し止められ、そのうち 2,972 件の輸入が禁止され、2,974 件の輸入が許 可されている。同年9月には、「新疆サプライチ ェーンビジネス勧告書」の付属書も発表されてお り、執行戦略に従った適切な人権デュー・ディリ ジェンスの実施継続が企業に対して要請された。

一方で、米国政府は、人権侵害に関係する製品 や取引先等について輸出管理も実施・強化してい る。具体的には、2019年10月以降累次に渡って、 人権侵害への関与を理由として中国政府機関及び 監視関連機器企業等をエンティティリストに掲載 するなど、規制対象を拡大している。

(2) ドイツの動き

ドイツでは、2016年に「ビジネスと人権に関す る国別行動計画」(NAP) を策定し、企業に対す る人権デュー・ディリジェンスの実施や損害を受 ける者に対する是正措置・救済措置を規定した。

同時に、NAP の要求事項を満たす企業が一定数を満たさない場合には、法制化を検討する旨を規定した。その後、ドイツ政府の調査により、NAP の要求事項を達成している企業が少ないことが判明し、2021 年 6 月に、一定規模以上の企業に人権・環境デュー・ディリジェンスを義務づけるサプライチェーン法が成立し、2023 年 1 月より施行された。

本法は、ドイツを本拠地とする企業及びドイツ 国内に支店又は子会社を持つ企業で、2023年の施 行当時は従業員 3,000 名以上、2024 年以降は従 業員 1,000 名以上の企業を対象とする。人権・環 境デュー・ディリジェンスの対象となるのは、自 社及び直接のサプライヤーで、間接サプライヤー (二次サプライヤー以降) に対しては、企業は苦 情処理体制を確立させ、人権侵害や環境義務の違 反を示唆する実体的な兆候を把握した場合は、リ スクの分析、適切な予防措置等を行う必要がある。 法律の対象となる企業は、社内におけるリスク管 理体制の整備、リスク分析の実施、人権戦略に関 する方針書の策定、自社と直接取引先における予 防措置の実施、人権侵害等が確認された場合の是 正・救済措置の実施、苦情処理手続の確立、デュ ー・ディリジェンス実施結果に関する報告書の作 成・公表が求められる。違反企業には、罰金に加 えて公共調達への入札禁止が課される場合がある。

(3) フランスの動き

フランスでは、2017 年にサプライチェーンにおける人権・環境デュー・ディリジェンスについて定める注意義務法が制定・施行された。同法は、フランスに所在する企業であって、会計年度の終了時に2年連続で、(i)従業員5,000人以上(同国内に所在する直接・間接の子会社合算)、又は、(ii)従業員1万人以上(同国内外に所在する直接・間接の子会社合算)を雇用するものを対象とする。

対象企業は、(a)注意義務に関する計画の策定とその効果的実施、(b)年次報告書による当該計画とその実施状況の開示が求められる。「注意義務に関する計画」には、「人権、基本的自由、人々の健康及び安全並びに環境」に対するリスクを特定し、これらに対する重大な侵害を防止する

ための合理的措置を記載することとされている。 民事上のエンフォースメントとして、裁判所による履行命令や損害賠償が定められているとともに、 一定の場合には人権団体や環境団体等が企業に対 して提訴できるとされている点に特徴がある。実際に同法に基づき人権団体や環境団体等が企業を 提訴する事例も複数出てきている。

(4) EU の動き

① 企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案

欧州では、上記の通りドイツやフランスなど加盟国レベルで人権・環境デュー・ディリジェンスを義務化する動きのほか、同様の法規制を EU 域内全体に広げる動きも進行している。

2022 年 2 月に欧州委員会が公表した「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令案」は、2023 年 12 月に EU 理事会と欧州議会の間で暫定的な政治合意に至ったものの、その後一部の加盟国が本指令案について棄権の立場を示す事態となった。しかしその後、2024 年 3 月に対象企業の関値等について修正がなされた内容で EU 理事会の常駐代表委員会において合意に至り、さらに当該修正案が欧州議会の法務委員会において承認されており、今後、同年 4 月下旬に予定される欧州議会本会議とその後の EU 理事会本会議での正式な採択の手続を経て成立することが予想される。

本指令案は、EU 域内の大企業(域内で事業を行う第三国の企業も含む)に対し、人権及び環境に関するデュー・ディリジェンス実施等を義務づけるものである。対象企業は従業員数及び年間総売上に基づき規定され、(a)デュー・ディリジェンスの企業ポリシーへの統合、(b)人権及び環境に対する実在又は潜在的負の影響の特定、評価及び優先順位付け、(c)潜在的負の影響の防止・軽減、(d)実在の負の影響の終了、(e)通知メカニズムと苦情受付手続の設置と維持、(f)デュー・ディリジェンス方針及びその措置の効果の監視、(g)デュー・ディリジェンスの公表が求められる。

違反への対応については、EU 加盟国に対し、各 国国内法で違反に対する行政処分を規定すること、

総

また、義務に違反し損害を生じせしめた企業に対する民事責任の確保を求めている。今後、本指令案が EU 理事会及び欧州議会において正式に採択されれば、各加盟国は指令発効から 2 年以内に国内法を制定することが求められることになる。

② その他の法規制

欧州では、上記デュー・ディリジェンス指令案 以外にも、人権や環境視点での法規制が多数検 討・施行されている。

例えば、EU も人権抑圧を理由とする輸出管理を 実施・強化しており、2021 年 9 月、サイバー監 視システム規制を含む改正輸出管理規則を施行し た。

また、2022 年 9 月に欧州委員会が公表した強制労働産品の EU 域内における上市及び EU 域外への輸出を禁止する規則案は、2024 年 3 月に EU 理事会と欧州議会の間で暫定的政治合意に至っており正式な採択に向けた手続へと移行している。

2023 年 8 月に発効したバッテリー規則は、バッテリーのライフサイクル全体を持続可能なものとすることを目的としている。例えば、一定の事業規模以上の事業者に対し、バッテリーに関する社会・環境リスクについてのデュー・ディリジェンス義務が盛り込まれており、自社のサプライチェーンにおける気候変動、環境汚染、労働者の権利の侵害等のリスクに対応するための方針を策定し実施しなければならない。また、バッテリーのライフサイクル全体における温室効果ガス排出量を QR コードで表示することなどが義務づけられていく。

2023 年 6 月に発効した森林破壊関連製品に関する規則は、畜牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材及びその関連製品について、その生産過程において森林破壊を引き起こしていないことを EU 域内への輸入・販売の条件とし、事業者にその確認のためのデュー・ディリジェンスの実施を求める。なお、今後、森林破壊のリスクは国ごとに「高リスク」「低リスク」「標準リスク」に分類され(2024 年末までを予定)、事業者に課されるリスクアセスメント等の義務内容は、生産国のリスク分類によって異なることが予定されている。

さらに、2022 年 11 月に公表された包装材・包装廃棄物に関する規則案も、2024 年 3 月に暫定的な政治合意に至っている。同規則案は、EU 域内で使用される瓶、缶、ペットボトル、プラスチック包装等、容器・包装全般の再利用や再資源化を義務づける規制案であり、包装材や包装廃棄物の削減や特定のプラスチック包装形態の制限などが定められている。食品・飲料業界への影響が大きいと予想されており、正式な採択とその後の運用には注意が必要である。

3. 日本政府の取組

このような国際的な潮流の中で、日本政府は、 2020 年 10 月、「ビジネスと人権」に関する行動 計画(2020 - 2025) を策定した。2021 年 9 月~ 10 月にかけて、経済産業省は外務省と共同 で、行動計画のフォローアップの一環として、日 本企業のサプライチェーンにおける人権に関する 取組状況のアンケート調査を実施した。調査は、 東証一部二部上場企業等 2786 社を対象に行い、 760 社から回答を得た。上記調査の結果、人権デ ュー・ディリジェンスを実施している企業は回答 企業の約5割に留まるなど、日本企業の取組には なお改善が必要であることが明らかになった。ま た、同調査では、政府に対する要望として、ガイ ドライン整備を期待する声が多く寄せられ、人権 尊重への取組が進んでいない企業の半数からは、 具体的な取組方法が分からないとの回答も寄せら れた。

日本政府は、このような状況を踏まえ、国際スタンダードを踏まえた企業による人権 尊重の取組をさらに促進すべく、2022 年 3 月、経済産業省において「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」を設置して検討を重ね、同年9月、日本政府として「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表した。本ガイドラインは、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「OECD 多国籍企業行動指針」及びILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解

説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。さらに、2023年4月には、具体的な取組方法がイメージできないなどの企業の声も踏まえて、経済産業省において、本格的に人権尊重の取組を行ったことのない企業が本ガイドラインに沿った取組を進めやすくなる「サプライチェーンにおける人権尊重のための実務参照資料」を作成・公表した。

また、2023 年 5 月の G7 広島サミットでは、 G7 内外におけるビジネスと人権に関する議論を深める必要性を認識し、ビジネスのための予見可能性向上に向けた国際協調の強化等が合意された。 日本政府としては、当該合意も踏まえ、国際的な取組も進めつつ、企業の予見可能性を高めながら人権尊重の取組を促進していくことが期待される。

4. 国際協定との関係

人権の尊重及び地球環境の保全は、今やグローバルな行動基準であり、企業に対しても更なる取組が期待される。その意味で、上記で概観した通り、人権・環境を巡る法規制が拡大・強化される国際的潮流は今後も継続することが予想される。

他方で、この種の国際企業活動に対する法規制は、必然的に国際貿易・投資に対して影響(往々にして制限・萎縮効果)を与えることを忘れてはならない。GATT・WTO 体制においては、古くから、自由貿易の原則(GATT 1条、2条、3条、11条1項等参照)と、各国規制権限に基づく例外(GATT 20条各号等参照)との関係として議論され、時に紛争として争われてきた。

上記各国の法規制も、産品の貿易を直接に制限すれば GATT 11 条 1 項との抵触が問題となるし、また規制国以外の産品の競争条件を実質的に不利にするような設計・運用となっていれば、最恵国待遇義務 (GATT 1 条)、内国民待遇義務 (GATT 3

条)に整合しない恐れも生じる(実際に、現在の 潮流に対してかかる懸念を表明する国も多い。)。

さらに、特定の人権・環境リスクを理由に製品 の輸入を制限する規律は、「強制規格」(TBT 協定 附属書 1.1) に該当する可能性もあり、この場合 には目的達成のため以上の貿易制限が禁止される (TBT 協定 2.2)。「強制規格」は、従来の先例 では、特定可能 (identifiable) な産品群に対 する製品の特性 (product characteristics) に 適用される強制 (mandatory) 的な規律を指すと される (EC アスベスト事件上級委報告書等)。人 権・環境リスク評価を製品自体に表示することを 求める規制(バッテリー規則等)はこれに該当す る可能性が高いし、また、表示義務がなくても、 特定の生産方法・地域を事実上強制するような効 果を有する場合、それが製品の特性 (product characteristics) に関する規制であって「強制 規格」に該当すると解される可能性もある。

これに対し、規制実施国としては、人権尊重・環境保護を目的とした当該規制の正当性を主張し、例えば GATT 不整合の疑いに対しては、「公徳の保護」(GATT 20 条 (a))、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護」(GATT 20 条 (b))、「有限天然資源の保存」(GATT 20 条 (g))等を根拠に反論することとなろう。しかし、GATT 20 条柱書・各号該当性をかなり厳格に解釈してきた先例の傾向に鑑みれば、「人権」「環境」を名目とした安易な貿易制限や国内産品優遇が国際協定上許容されないことは言うまでもない。

日本としては、国際的な人権尊重・環境保護の 取組に貢献すべく努力するとともに、各国の法規 制の動向を注視し、日本企業の国際経済活動が不 当に阻害・差別されることのないよう、あるべき 国際規律を作り上げる取組に積極的に参加すべき である。